

# GM課税に伴う会社計算規則改正案、公表

— 法務省

去る2024年12月6日、法務省は、「会社計算規則の一部を改正する省令案」を公表した。ASBJが2024年3月22日に公表していた実務対応報告46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」等を受けて所要の改正を行うもの。

**改正案の概要**  
 (1) 国際最低課税額に対する法人税等がある場合の損益計算書の表示  
 国際最低課税額（法人税法82条の2第1項に規定する国際最低課税額をいう）に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下、「国際最低課税額に対する法人税等」という）の金額がある場合における損益計算書について、会社計算規則93条1項に基づいて国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等の金額に含めて表示することに加え、国際最低課税額に対する法人税等の金額をその他の法人税等

内容とすべき事項を定める規定を加える（会計規115の3）。  
 (3) その他  
 収益認識に関する注記事項の一部を省略することのできる株式会社（会社法444条3項に規定する株式会社以外の株式会社）に持分会社も加えるために、所要の整備を行う（会計規115の2）。

**適用関係等**  
 公布日から施行し、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る計算書類および連結計算書類について適用する予定。  
 コメント期限は2025年1月17日。

## 会計

### 後発事象に関する会計基準の開発、検討開始 — ASBJ

去る2024年12月3日、企業会計基準委員会は、第537回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。  
**企業会計基準諮問会議からの報告**

第52回企業会計基準諮問会議（2024年12月20日号（No.1730）情報ダイジェスト参照）における審議内容について

同議長から報告がされた。新規テーマとして、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化が提案され、ASBJに提言することとされた旨が報告された。

#### 金融資産の減損

第229回金融商品専門委員会（2024年12月20日号（No.1730）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
令和7年1月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年12月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
本年最初の給与支給日の前日まで	② 給与所得者の扶養控除等申告書の提出	
令和7年1月31日(金)まで	③ 支払調書の提出、源泉徴収票の交付 ④ 給与支給報告書の市町村長への提出 ⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和6年11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和6年10月期) 2カ月延長法人(令和6年9月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(11月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・5月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(11月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、8月期) ⑪ 固定資産税の償却資産に関する申告	⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ⑦、⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

損に関して、IFRS9号「金融商品」の減損の定めの新たに開発する適用指針への取入れ方について審議が行われた。

今回はそのうちB5.5.1項からB5.5.27項までについて、これらのうち重要な定めを新適用指針に取り入れ、解説的な内容や例示である部分は取入れられない形で峻別する事務局案が示された。

また、B5.5.12項からB5.5.15項の定め（SICRが生じたかの評価および予想信用損失の測定の際に信用損失率アプローチなどを使用する際に考慮すべき事項等）について、信用損失率アプローチ等に関する取扱いへの対応案として、次の2案が示された。

案1…特定のアプローチについて言及しない。  
案2…B5.5.12項における信用損失率アプローチ等に関する記載について取り入れる。

委員からは「ステップ4採用の金融機関にも有用」など、案2への賛成意見が多く聞かれた。

**VCファンドの出資持分**

上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の

取扱いに関する移管指針公開草案15号（移管指針9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」に寄せられたコメントの紹介が行われた。

**四半期報告書制度の見直しへの対応**

第535回親委員会（2024年11月20日号（No.1727））情報ダイジェスト参照）で検討が開始された中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した（仮称）期中会計基準等の開発について、審議が行われた。

事務局より、中間会計基準等と四半期会計基準等の定めを基本的に引き継ぎ、章立てを次のとおり変更する案が示された。

- (1) 中間財務諸表および四半期財務諸表に共通の取扱いと、四半期財務諸表のみに適用される取扱いを区分し、独立した章とする。
- (2) 期中連結財務諸表と期中個別財務諸表で重複する定めは共通の取扱いとして定め、期中連結または期中個別財務諸表に固有の一部の取扱いと区分した章立てとする。

委員から賛成意見が聞かれた。

**後発事象に関する会計基準**

第531回親委員会（2024

**会計・監査・開示**  
※来し方行く末

**上場企業に対する規制等②-12**  
金融商品取引法（不正取引規制②）

公認会計士  
**市川 育義**

今回は前回の続きで、金商法における不正取引規制のうち、インサイダー取引規制を説明する。

上場会社の役員等との会社関係者は、投資家の投資判断に影響を及ぼす情報に囲まれないながら日々の業務を行っている。このため、未公表の内部情報（たとえば、業績修正情報、公開買付情報）を入手した場合に、仮にこれを利用してすると、一般の投資家よりも有利な立場で自社株等の売買を行うことが可能となる。

しかしながら、一般の投資家からすれば、未公表の内部情報を利用する自社株等の売買取引（インサイダー取引）は、公平性を欠くものであり、横行すれば、対象企業等に対する不信感が生じ、ひいては、資本市場全体に対する信頼性を揺るがすことになりかねない。

このため、金融商品取引法においては、資本市場の公正性・信頼性を確保するために、インサイダー取引を禁止することとしている。

インサイダー取引規制の概要は、以下のとおりである。なお、以下の説明は、基本的に証券取引等監視委員会のHP内の「不正

取引について」に基づいている。  
① 会社関係者などのインサイダー取引規制  
「会社関係者」または「第一次情報受領者」が重要事実を知りながら、その公表前に、当該上場会社等の株式等の売買等を行うことを禁止している。

重要事実とは、上場会社の運営、業務または財産に関する重要な事実であつて、投資者の投資判断に影響を及ぼすもの（株式の募集、業務上の提携、合併、業績修正等）である。  
② 2014年4月施行の情報伝達・取引推奨規制  
未公表の重要事実や公開買付け等事実を知っている関係者が、他人に対し、公表前に売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、または当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、情報伝達または取引推奨することを禁止している。

この規制は、問題となる対象株式等の売買取引を対象とするものではなく、その誘因となる未公表の重要事実を伝えたり、その会社の株式売買を勧めたりするといった情報伝達・取引推奨行為を対象としている。

取引推奨規制については、各社ともインサイダー取引防止規程等の社内規程に反映されているか、研修等の周知徹底が十分か、今一度確認することが必要である。

報ダイジェスト参照)で開発することが決定していた後発事象に関する会計基準について、審議が行われた。

事務局から、プロジェクトの範囲について、後発事象に関する会計基準の開発は、監基報560実務指針1号「後発事象に関する監査上の取扱い」(以下、「監基報560実1」という)を移管し、後発事象の定義、会計処理および開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、次の2つのフェーズのうち、まずはフェーズ1のみを本プロジェクトの範囲とする案が示された。

フェーズ1…監基報560実1で定めている内容のうち会計に関する定めの内容を基本的にはそのまま移管し、新たな会計基準を公表する。  
フェーズ2…監基報560実1の定めのうち、国際的な会計基準との基準差異の内容を見直すかどうか等については、コンセンサスが得られる状況であれば別途検討を実施する。

委員からは賛意が聞かれた。

# 景況感と設備投資が示す日銀の金融政策の行方

内閣府と財務省は12月11日、法人企業景況予測調査(令和6年10~12月期調査)を公表した。これによると、大企業の全産業でみれば自社の景況判断は、プラス5.7%ポイントだった。今後四半期ごとの見通しでは、3.9%ポイント、2.6%ポイントと悪化が予測されている。同じ方法での国内の景況判断は、現状が4.2%ポイント、四半期ごとに、2.3%ポイント、3.3%ポイントとやや低下傾向、雇用は「不足気味」「過剰気味」の社数構成比が現状は27.4%と、先々の不足拡大を見込むものだった。

今回公表された景況感や設備投資、雇用動向は、日銀が金融政策を検討する際の重要な指標となる。まず、景況感の改善が経済の底堅さを示している点だ。特に非製造業では、情報通信業がプラス13.1%、サービス業がプラス6.6%と大きく寄与しており、消費需要の回復が背景にある。このような回復基調は、日銀の利上げに対しては支援材料となる。次に、設備

投資の堅調さも注目される。全産業の設備投資額は前年比10.3%増が見込まれ、製造業、非製造業ともに堅調だ。この投資活動は将来の成長期待を示すもので、需要の拡大を通じてインフレ圧力を高める可能性がある。このように、自社の業況には悲観的な見方もあるものの、日本経済全体については楽観的な見方が読み取れる。

## 法人企業景況予測調査 (内閣府・財務省) 令和6年10~12月期調査

対象企業数	14,353社
回答企業数	11,191社
回収率	78.0%

法人企業景況予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和6年10~12月期調査結果の概要です。

	令和6年7~9月 前回調査	令和6年10~12月 現状判断	令和7年1~3月 見通し	令和7年4~6月 見通し
大企業				
全産業	5.1	5.7	3.9	2.6
製造業	4.5	6.3	2.1	2.9
非製造業	5.4	5.4	4.7	2.5
中堅企業				
全産業	2.4	3.8	3.7	3.3
製造業	0.7	▲1.5	▲1.7	5.3
非製造業	2.9	5.3	5.2	2.7
中小企業				
全産業	▲7.6	▲4.7	▲6.1	▲3.8
製造業	▲16.9	▲12.4	▲11.3	▲5.2
非製造業	▲5.9	▲3.2	▲5.1	▲3.6

	令和6年7~9月 前回調査	令和6年10~12月 現状判断	令和7年1~3月 見通し	令和7年4~6月 見通し
大企業				
全産業	5.5	4.2	2.3	3.3
製造業	3.4	2.0	1.1	2.5
非製造業	6.5	5.3	2.9	3.7
中堅企業				
全産業	2.2	1.4	▲0.6	1.7
製造業	1.9	▲3.8	▲3.2	1.0
非製造業	2.3	2.8	0.1	1.8
中小企業				
全産業	▲13.5	▲11.7	▲14.0	▲9.1
製造業	▲23.2	▲20.9	▲17.9	▲9.7
非製造業	▲11.7	▲10.0	▲13.3	▲9.0

●貴社の景況  
令和6年10~12月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は5.7%ポイントとなり、令和6年4~6月期以降3期連続の「上昇」超となっています。続いて、中堅企業も「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通しとなり、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

●国内の景況  
令和6年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は4.2%ポイントとなり、令和5年4~6月期以降7期連続の「上昇」超、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は「上昇」超で推移する見通しとなっています。中堅企業は令和7年1~3月期に「下降」超に転じるものの、令和7年4~6月期には「上昇」超となる見通しとなっています。中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

●雇用  
令和6年12月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は27.4%ポイントとなり、平成23年9月末以降54期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

●売上高  
令和6年度は、2.7%の増収見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

●経常利益  
令和6年度は、2.0%の増益見込みとなっています。業種別にみると、製造業は減益見込み、非製造業は増益見込みとなっています。

●設備投資  
令和6年度は、10.3%の増加見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2024年12月5日	記述情報の開示の好事例集2024(第2弾)	金融庁	2023年1月の改正開示府令において新設された有価証券報告書の記載項目(サステナビリティに関する考え方及び取組)の「気候変動関連等」に関して、参考となる開示例を取りまとめて、11月8日に公表した第1弾に追加したもの。投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイントとして、サステナビリティ情報と財務情報とのつながりがある開示の重要性、リスクだけではなく機会について開示することが有用であること等が挙げられている。今後、人的資本、多様性および人権、コーポレート・ガバナンス、重要な契約、経営方針、MD&A等のテーマを追加し、更新される予定。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241205.html">https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241205.html</a>

証券

# アメリカの影響力が問われる 2025年

トランプ氏再登場が決まって以来、世界の株式市場は漂流状態にあるといえよう。彼がぶち上げる想定外の政策をどう評価してよいのか戸惑うばかりであるからだ。大半の主要国の株価は、同氏次期政権の政策が自国経済・産業に及ぼすメリット、デメリットを予想しながら、小幅な上下動を繰り返している。そのなかで、米株価は元氣である。これは前回のトランプ政権時に堅調な経済が実現し、株価も順調な上昇が続いたことを記憶しているからだ。トランプ次期政権でも関税引上げがトランプに出てきて各国市場を悩ませているが、法人税減税が今回も掲げられている。前回のトランプ政権時、株価上昇に一番貢献したのは実は法人税減税であったことをウォール街はよく知っている。

この年末、米株価に次いで元氣なのは日本株価であるといえるかもしれない。日本市場は、日本株価と米株価とのつながりをよく理解しており、現在は米株価と同じ方向をいけばよいと

考えているようである。2024年は主要国で大きな選挙や政権交代が行われた年であったが、最も重要なのは、年間を通して選挙運動を繰り返すこと、世界に影響を及ぼし続けた米大統領選挙だった。加えて米景気は予想以上に底堅く、ソフトウェアインデングに成功した。年末の株価上昇率を主要株価指数で見ると、米ナスダック、米S&P 500が25%を超えるという断トツの成果を収めた。日経平均は約20%で、独DAXと同水準であった。2024年は米株価の独り勝ちと云ってよかつた。

現在、世界各国が直面する国民の所得格差拡大や国家の分裂傾向、分断進行などに苦悩するなかで2025年の幕が開く。ウクライナ、パレスチナ情勢の経過をみても、過大な期待は禁物と思える。

また、新年の不確実性の最たるものは、トランプ次期政権が掲げる政策をどこまで実行に移すのかということだ。それによつて、米国独り勝ちの年が続くかどうかが決まるだろう。

## 経理用語の豆知識



### 全社的な内部統制の評価の検討

監査人は、全社的な内部統制を評価するにあたって、経営者による全社的な内部統制の評価の状況を示した記録を入手し、整備状況については親会社で検証可能であり、運用状況については内部統制の同一性をモニタリングする内部監査が良好に行われていることを前提に、親会社の本社等で評価の検討を行うことになる。

経営者が、組織内に適切な全社的なまたは業務プロセスレベルに係る内部統制を構築していれば、経営者による不当な目的のために内部統制を無視または無効ならしめる行為を実行しようとしても、複数の者が当該事実に関与することから、経営者によるこうした行為の実行は相当程度、困難なものになり、結果として、経営者自らの行動にも相応の抑止的な効果をもたらすことが期待できる。また、経営者以外の内部統制における業務プロセスに責任を有する者が内部統制を無視または無効ならしめることもある。



### 訂正後の財務諸表に対する監査

訂正後の財務諸表に対する監査における重要な虚偽表示リスクの識別は、実務上は、訂正前の財務諸表に対する監査で識別した重要な虚偽表示リスクからの変更の有無を確認することになるため、訂正事項を把握するとともに、訂正事項に類似する取引および訂正によって数値が変更となる結果影響を受ける事項について検討を行う。

訂正が不正を原因とする場合には、経営者による不正か従業員による不正か検討し、経営者による不正が識別された場合には、従業員不正に比べてより広範囲に不正による重要な虚偽表示リスクを識別することになる。

訂正の原因を検討した結果、訂正の原因と関係づけられた内部統制については、当該内部統制では、通常、訂正の原因となった不正または誤謬を発見または防止することができなかつたと判断され、有効に運用されていないと結論づけられた場合には、内部統制に依拠しないことを前提として実証手続を立案する。